

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の設置者変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン チュウキョウガクイン 学校法人 中京学院								
フリガナ大学の名称	チュウキョウガクインダイガクタンキダイガクブ 中京学院大学短期大学部 (Chukyo Gakuin University Junior College)								
大学本部の位置	岐阜県瑞浪市土岐町2216番地								
大学の目的	<p>本学は教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い豊かな一般的教養を修得せしむると共に、専門的学術を教授研究し、中正、質実、貞淑、明朗を旨とする品正の涵養に努め、以って家庭、社会、国家、世界等の幸福に貢献する有為の人材を育成することを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>法人に所属する学校ごとの状況を踏まえた最も有効的な改革の円滑な推進が可能になり、改革のスピード感や経営責任の明確化等によるため</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	保育科 (Department of Nursery)	2年	100人	-	200人	短期大学士(保育) (Associate degree of Nursing)	昭和41年4月 第1年次	岐阜県瑞浪市土岐町 2216番地	
	健康栄養学科 (Department of Health and Nutrition)	2	70	-	140	短期大学士(食物栄養) (Associate degree of Food and Nutrition)	昭和41年4月 第1年次	同上	
	計		170	-	340				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<p>同時に設置者を変更する学校 中京学院大学（学校法人安達学園から学校法人中京学院へ設置者の変更） 中京幼稚園（学校法人安達学園から学校法人中京学院へ設置者の変更） 新旧の設置者の沿革 旧法人（学校法人 安達学園）の沿革 別紙資料を添付します 新法人（学校法人 中京学院） 平成32年4月 法人設立予定（認可申請中）</p>								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	保育科	23 科目	50 科目	4 科目	77 科目	62 単位			
健康栄養学科	52 科目	27 科目	21 科目	100 科目	62 単位				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	保育科	人	人	人	人	人	人	人
		健康栄養学科	3	2	6	0	11	0	7
		計	4	3	1	2	10	2	15
	既設	該当無し							
計									
合計		7	5	7	2	21	2	22	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		7人		2人		9人		
	技術職員		0		0		0		
	図書館専門職員		1		0		1		
	その他の職員		1		4		5		
	計		9		6		15		

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	◎中京学院大学 (必要面積9,600 ㎡)と共用 ◎瑞浪キャンパス 運動用地は学校法 人安達学園所有の グラウンド借用 (40,489㎡)					
	校 舎 敷 地	0㎡	20,247㎡	0㎡	20,247㎡						
	運 動 場 用 地	0㎡	0㎡	40,489㎡	40,489㎡						
	小 計	0㎡	20,247㎡	40,489㎡	60,736㎡						
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡						
合 計	0㎡	20,247㎡	40,489㎡	60,736㎡							
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	◎中京学院大学 (必要面積 8,362.2㎡)と 共用					
		1,126.56㎡	6,088.8㎡	㎡	7,215.36㎡						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体					
	29 室	7 室	11 室	1 室 (補助職員 0人)	0 室 (補助職員 0人)	◎中京学院大学 看護学部と共用					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		◎中京学院大学 看護学部と共用					
		大学全体		18 室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	◎中京学院大学 看護学部と共用			
	中京学院大学短期大学部	57,151〔3,506〕	0〔0〕	0〔0〕	118	592	9				
	計	57,151〔3,506〕	0〔0〕	0〔0〕	118	592	9				
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体				
		576.78 ㎡		156	54,500		◎中京学院大学 看護学部と共用				
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				◎中京学院大学 看護学部と共用			
		372.77 ㎡		該 当 無 し 該 当 無 し							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※学生納付金は 上から、保育 科、健康栄養学 科	
		教員1 人当り 研究費 等	保育科		300千円	300千円	—千円	—千円	—千円		—千円
			健康栄養学科		300千円	300千円	—千円	—千円	—千円		—千円
		共同研 究費等	保育科		500千円	500千円	—千円	—千円	—千円		—千円
			健康栄養学科		500千円	500千円	—千円	—千円	—千円		—千円
		図書購 入費	保育科		300千円	300千円	—千円	—千円	—千円		—千円
	健康栄養学科			300千円	300千円	—千円	—千円	—千円	—千円		
	設備購 入費	保育科		1,500千円	1,500千円	—千円	—千円	—千円	—千円		
		健康栄養学科		1,500千円	1,500千円	—千円	—千円	—千円	—千円		
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,180千円	980千円	—千円	—千円	—千円	—千円				
		1,190千円	990千円	—千円	—千円	—千円	—千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学経常費補助金、雑収入等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	中京学院大学									
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地		
	経営学部経営学科	4	150	3年次 20	640	学士(経営学)	1.13	平成5年度	岐阜県中津川市千 旦林1番地の104		
看護学部看護学科	4	80	—	320	学士(看護学)	1.01	平成22年度	岐阜県瑞浪市土岐 町2216番地			
附属施設の概要		該当無し									

(注)

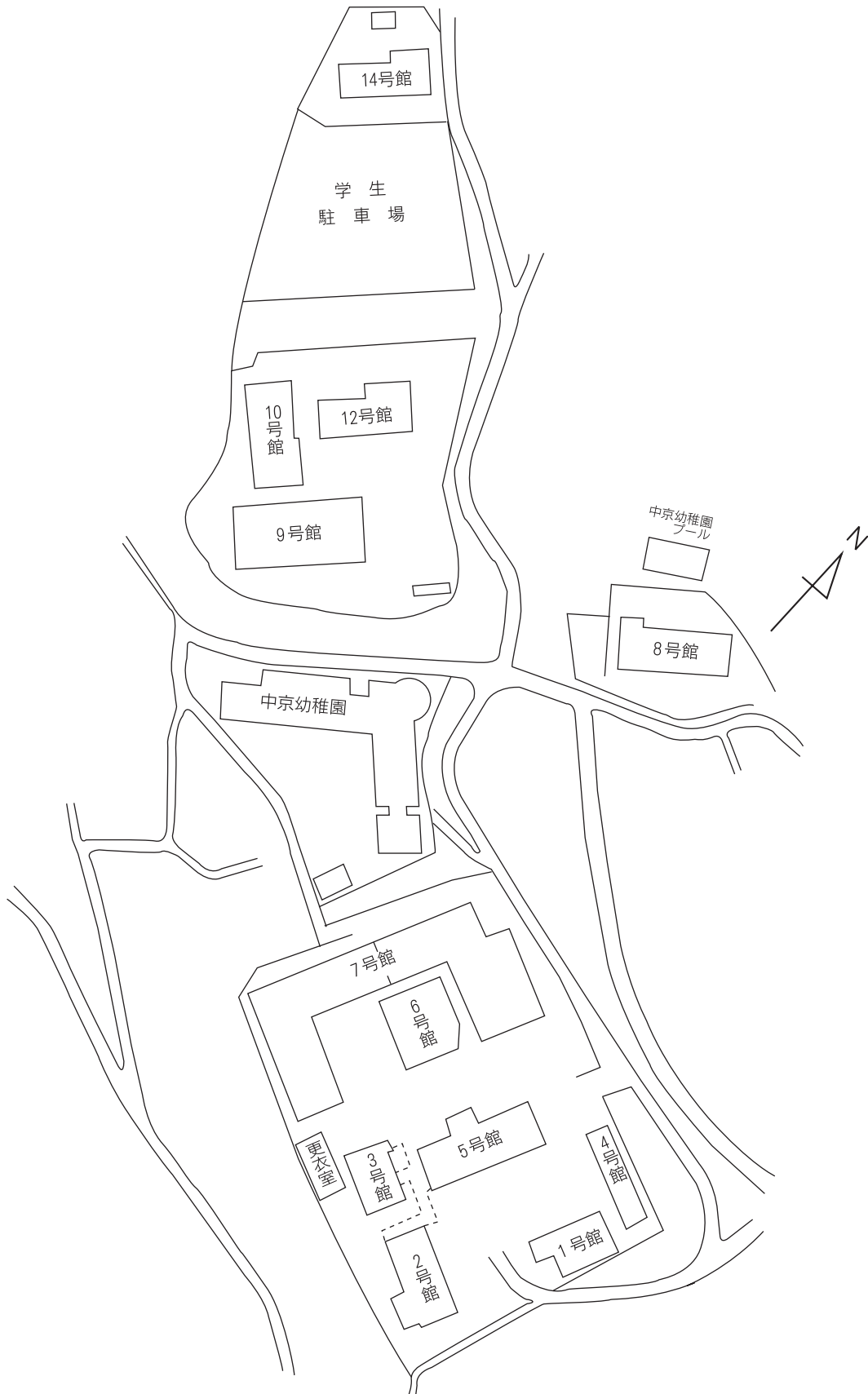
- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に於ける収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号(その1の1)別紙資料

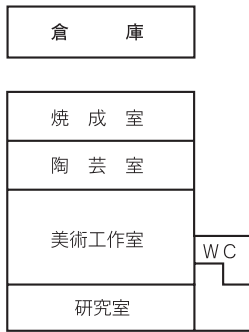
旧法人(学校法人 安達学園)の沿革

年 月	事 項
昭和37年12月	学校法人安達学園設置認可
昭和38年4月	中京高等学校開校
昭和41年4月	中京短期大学家政科、保育科開学
昭和42年4月	中京幼稚園開園
平成 5年4月	中京学院大学経営学部経営学科開学
平成19年4月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科開学
平成20年4月	中京短期大学生活学科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更
平成22年4月	中京学院大学看護学部看護学科を瑞浪キャンパスに開学
平成22年4月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科募集停止
平成22年4月	中京短期大学を中京学院大学中京短期大学部に名称変更
平成23年3月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止
平成23年3月	中京高等学校全日制課程体育科廃止
平成24年4月	中京高等学校通信制課程(広域)普通科開学
平成29年4月	中京学院大学中京短期大学部を中京学院大学短期大学部に名称変更
平成29年4月	中京高等学校を中京学院大学附属中京高等学校に名称変更

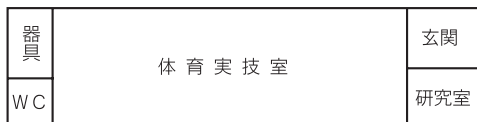
校地及び学舎の略図



中京学院大学瑞浪キャンパス 学舎配置図



10号館 (美術工作室)



9号館 (体育実技室)



8号館 (音楽棟 3階)



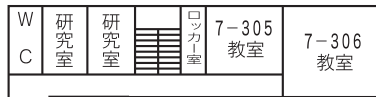
8号館 (音楽棟 2階)



8号館 (音楽棟 1階)



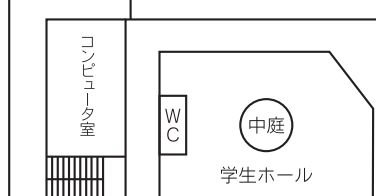
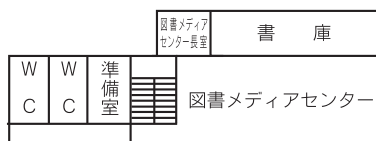
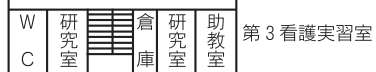
7号館 4階



7号館 3階

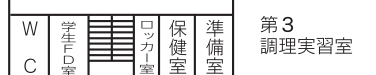


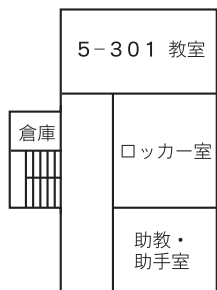
7号館 2階



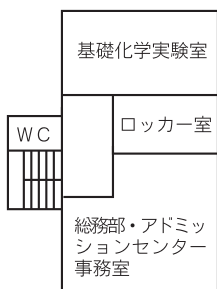
6号館

7号館 1階

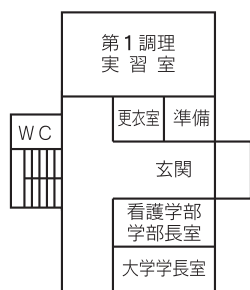




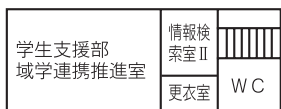
5号館 3階



5号館 2階



5号館 1階



3号館 2階



3号館 1階



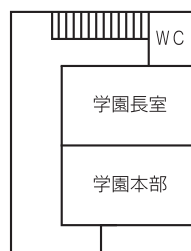
4号館 3階



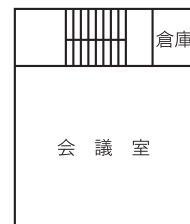
4号館 2階



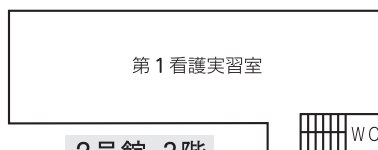
4号館 1階



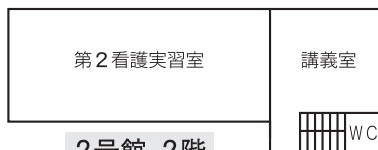
1号館 1階



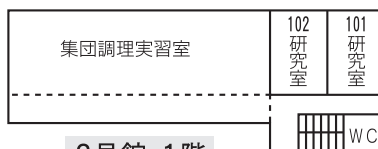
1号館 2階



2号館 3階



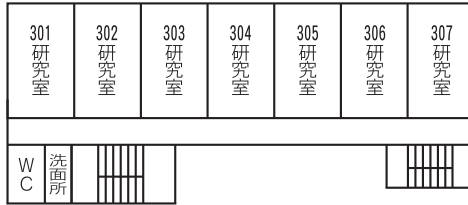
2号館 2階



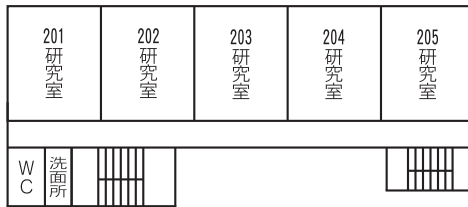
2号館 1階



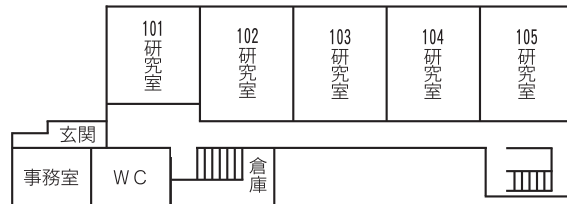
12号館 4階



12号館 3階



12号館 2階



12号館 1階

中京学院大学 短期大学部
学 則

2019年 4月1日施行

中京学院大学 短期大学部

第 1 節 目的使命及び編成

- 第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い豊かな一般的教養を修得せしむると共に、専門的学術を教授研究し、中正、質実、貞淑、明朗を旨とする品正の涵養に努め、以って家庭、社会、国家、世界等の幸福に貢献する有為の人材を育成することを目的とする。
- 2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については別に定める。
- 第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学省の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価を行うための組織及び方法は、別に定める。
- 第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施す
- 2 前項の委員会については、別に定める。
- 第3条 本学に次の学科を置く。
- 健康栄養学科
保育科

第4条 本学の修業年限は2年以上とする。学生は4年を超えて在学することは出来ない。

第 2 節 学生定員

第5条 本学の学生定員を下記の通り定める。

学科	入学定員	総定員
健康栄養学科	70名	140名
保育科	100名	200名
計	170名	340名

第 3 節 学年学期及び休業

第6条 本学の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7条 1学年を2学期に分ける。

前期 自4月1日 至9月30日
後期 自10月1日 至3月31日

第8条 休業日を下記の通りとする。但し学長の必要と認めたときはこの限りではない。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学創立記念日 5月28日
- (3) 春期休業日 自3月11日 至4月6日
- (4) 夏期休業日 自7月15日 至8月31日
- (5) 冬期休業日 自12月22日 至1月7日

第 4 節 授業科目履修方法及び課程修了、卒業

- 第9条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業において、メディアを利用して行うことがある。
- 第9条の2 授業科目は、基礎教育科目、専門教育科目及び教職に関する専門科目とする。
- 2 授業科目を必須科目と選択科目とに分け、その科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 第10条 授業科目は、原則として第1学年に基礎教育科目を、第2学年に専門教育科目をおき、教職に関する専門科目は、両学年に適宜配分する。

- 第11条 学生が卒業する為には基礎教育科目及び専門教育科目をあわせて、62単位以上を2カ年以上に取得しなければならない。基礎教育科目については、14単位を取得しなければならない。専門教育科目については、各科とも必須科目は必ず履修するものとし、これに選択科目を加えて48単位以上を取得しなければならない。
- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に短期大学又は大学（外国における短期大学又は大学を含む。）において修得した単位について、入学後に本学で修得したものとみなして、15単位を超えない範囲で認めることができる。
 - 3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において修得した授業科目の単位を、本学で修得したものとみなし、15単位を超えない範囲で認めることができる。
 - 4 前項の規定は、学生が行なう他の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修による場合にも準用する。
 - 5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合、外国において修得した単位を本学で修得したものとみなし、第3項及び第4項において認められる単位数と合わせて30単位を超えない範囲で認めることができる。
 - 6 本条第2項から第5項までの規定により認められることのできる単位数は、それぞれの規定による単位数の他、合わせて30単位を超えないものとする。

第12条 削除

- 第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。
- 2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める授業時間をもって1単位とする
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学の定める授業時間をもって1単位とすることができる
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規程する基準を考慮して本学が定める授業時間をもって1単位とする

第14条 1つの授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を認定する。試験は学期末にその履修した科目について筆記、口述、論文等の方法による。

- 第15条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。
- 2 本学を卒業した者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与す

第16条 本学に於いて取得出来る教育職員免許状及びその方法は次による。

- (1) 各学科に於いて取得出来る教育職員免許状は次の通りである。

健康栄養学科	中学校教諭二種免許状	家庭
	栄養教諭二種免許状	
保育科	幼稚園教諭二種免許状	
- (2) 教育職員の免許状を得ようとする者は第11条の規定によるほか、教職員免許法及び同法施行規則の定める単位を取得しなければならない。

- 第17条 栄養士の資格を得ようとする者は健康栄養学科に在学し、第11条の規定によるほか栄養士法施行規則に定められた教科目及び単位を取得しなければならない。
- 2 保育士の資格を得ようとする者は保育科に在学し、第11条の規定によるほか児童福祉法施行規則に定められた教科目及び単位を取得しなければならない。

第 2 章 学 生

第 1 節 入学・退学・休学及び転学

- 第18条 本学の入学の時期は、原則として学年の始めとする。
- 2 前項の規定にかかわらず必要と認め、教育上支障のないときは、学期の区分に従い入学を認めることができる。

第19条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第20条 前条第1号に該当する学校の在学者でその年の3月31日迄に卒業のできる見込みのある者は当該学校長の証明を得て入学を願い出ることができる。
2 前項の入学志願者はその学校を卒業した時には直ちに卒業証明書を提出しなければならない。

第21条 入学志願者は所定の期日迄に入学願書に入学検定料25,000円を添えて本学に提出しなければならない。

第22条 入学者の選抜は学力検査、調査書、面接等によって行う。

第23条 入学を許可された者は所定の期日までに保証人1名署名のうえ誓約書に所定の入学金を添えて提出しなければならない。上記の手続きを怠ったものは入学許可を取消す。

第24条 削除

第25条 保証人が死亡その他の事由によりその責任を果たすことができないときは、新たに保証人を定め直ちに誓約書を提出しなければならない。

第26条 病気又はやむを得ない事由により3ヶ月以上修学することができないときは休学を願い出ることができる。休学の許可を受けようとする者は医者診断書又は詳細な事由書を添え、保証人連署をもって願い出なければならない。休学の期間は1年とする。但し、事情により更にこれを延長することを許可することがある。

第27条 休学中は授業料を徴収しない。

第28条 休学期間内において事故の止んだときは学長の許可を得て復学することができる。

第29条 退学しようとする者はその理由を記し保証人連署のうえ願い出なければならない。いったん退学した者が再入学しようとするときには退学2ヵ年以内に限り選考の上これを許可することがある。

第30条 他の大学から本学に転学を希望するものがあるときは欠員がある限りその理由、学力等を考慮し許可することがある。本学から他の大学に転学を希望するものは本学学長の承認を得なければならない。

第 2 節 試験

第31条 一授業科目の学習を修了した学生には所定の単位を与える。一授業科目の学習修了の認定は筆記試験による。試験は同一授業科目につき毎学期1回以上これを行う。

第32条 論文又は実習、研究の報告書の審査をもって試験に代えることがある。

第33条 試験の成績はS、A、B、C、D、Fの六種目とし、D及びFを不合格とする。
2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100-90点	S
89-80	A
79-70	B
69-60	C
59-30	D
29以下	F

第34条 不合格の学科については再試験を行うことがある。

第35条 試験に関する細則は別に定める。

第 3 節 授業料、入学金、その他

第36条 本学に入学を許可された者は入学金200,000円を納入しなければならない。

第37条 授業料は年額600,000円とし下記により学期の始めに納入しなければならない。

前期 300,000円

後期 300,000円

2 1学年前期の授業料は、入学時納入金として別に定める期日までに納入するものとする

3 第41条の2に定める長期履修学生の授業料の納入については、別に定める。

第38条 すでに納めた入学検定料、入学金、授業料はその理由のいかんにかかわらず返却しない

第39条 授業料は一学期を通じて休学した者に対してはその学期の授業料は徴収しない。ただし途中復学した者は、その学期の授業料全額を納めなければならない。

第40条 授業料その他の学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 所定の期日までに授業料その他の学費を納入しない者については、学長はこれを除籍することができる。

3 第4条に規定する在学年限を超える者については、学長はこれを除籍する。

第41条 実験、実習に必要な費用保育科120,000円、健康栄養学科140,000円を徴収する。ただし、入学後必要となった費用についてはその都度徴収する。

第 4 節 長期履修学生

第41条の2 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程の履修を希望する者が本学に入学を志願したときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可することがある。

2 長期履修学生は、定員内とする。

3 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第 5 節 科目等履修生

第42条 本学の学生以外の者で、本学所定の授業科目のうち、1又は複数の科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の科目等履修生には、履修した授業科目の単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第 6 節 聴講生

第43条 本学所定の授業科目のうち、1又は複数の科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生には、単位を与えない。

3 聴講生に関する規程は、別に定める。

第 7 節 外国人留学生

第44条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、第21条に規定する手続きを経て、外国人留学生として選考の上、定員内として入学を許可することができる。

第 8 節 賞 罰

第45条 操行学業ともに優秀で他の模範となる行為があった場合は、これを表彰することができる。

第46条 本学に在学する者で本学教育の趣旨にそむき、又学生の本分にもとる行為があったときはその情状により、次の懲戒を加える。

(1) 譴責

- (2) 停学
- (3) 退学

第47条 前条の退学は、以下の場合に行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力が劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し其の他学生の本分に反した者

第 3 章 教職員組織

第48条 本学に学長、学部長、学科長、図書メディアセンター長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務局職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 本学は、別に定めるところにより、名誉学長又は名誉教授の称号を贈与することができる。
- 3 本学の校務、教育事務及び学生の厚生補導を行うため事務局を設け、それぞれ専任の職員又は兼任の教員を置く。

第49条 教職員の服務に関する事項は別に定める。

第 4 章 教授会

第50条 本学に教授会を置く。教授会は学長、教授をもって組織する。ただし必要に応じて准教授、専任講師、助教及び助手を加えることができる。

第51条 教授会は学長が招集する。

第52条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前各号のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

第53条 教授会の議事は別段の定めのある場合の外、出席者の過半数を持ってこれを決する。

第54条 教授会に関する細則は別に定める。

第 5 章 図書メディアセンター

第55条 本学に図書メディアセンターを置く。

- 2 図書メディアセンターに関する規程は別に定める。

第56条 削除

第57条 削除

第 6 章 附属研究施設

第58条 本学に附属研究施設を置くことができる。

- 2 附属研究施設に関する規程は、別に定める。

第7章 地域貢献

第58条の2 本学は地域との連携事業を推進する。

- 2 地域連携推進に関する事項は別に定める。

第 8 章 学生寮

第59条 本学に学生寮を設置する。

- 2 学生寮に関する規程は別に定める。

附則

- 1 本学則は昭和41年4月1日から施行する。
- 2 本学則の改正は昭和42年4月1日から施行する。
- 3 本学則の改正は昭和43年4月1日から施行する。
- 4 本学則の改正は昭和44年4月1日から施行する。
- 5 本学則の改正は昭和47年4月1日から施行する。
- 6 本学則の改正は昭和48年4月1日から施行する。
- 7 本学則の改正は昭和49年4月1日から施行する。
- 8 本学則の改正は昭和50年4月1日から施行する。
- 9 本学則の改正は昭和51年4月1日から施行する。
- 10 本学則の改正は昭和52年4月1日から施行する。
- 11 本学則の改正は昭和53年4月1日から施行する。
- 12 本学則の改正は昭和54年4月1日から施行する。
- 13 本学則の改正は昭和55年4月1日から施行する。
- 14 本学則の改正は昭和56年4月1日から施行する。
- 15 本学則の改正は昭和57年4月1日から施行する。
- 16 本学則の改正は昭和58年4月1日から施行する。
- 17 本学則の改正は昭和59年4月1日から施行する。
- 18 本学則の改正は昭和60年4月1日から施行する。
- 19 本学則の改正は昭和61年4月1日から施行する。
- 20 本学則の改正は昭和62年4月1日から施行する。
- 21 本学則の改正は昭和63年4月1日から施行する。
- 22 本学則の改正は昭和64年4月1日から施行する。
但し、昭和63年度以前の入学者は従来通りとする。
- 23 本学則の改正は平成元年4月1日から施行する。
- 24 本学則の改正は平成2年4月1日から施行する。
- 25 本学則の改正は平成3年4月1日から施行する。
但し、本科及び別科の入学検定料については、平成3年度入学試験から施行する。
- 26 本学則の改正は平成4年4月1日から施行する。
- 27 本学則の改正は平成5年4月1日から施行する。
- 28 本学則の改正は平成6年4月1日から施行する。
但し、平成5年以前の入学者については、従来通りとする。
- 29 本学則の改正は平成6年5月30日から施行する。
但し、平成5年以前の入学者については、従来通りとする。
- 30 本学則の改正は平成7年4月1日から施行する。
但し、平成6年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 31 本学則の改正は平成9年4月1日から施行する。
但し、第2条、第8条、第13条及び第24条については、平成8年度の入学者についても適応する。
- 32 本学則の改正は平成10年4月1日から施行する。
- 33 本学則の改正は平成11年4月1日から施行する。
但し、平成10年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 34 本学則の改正は平成12年4月1日から施行する。
但し、平成11年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 35 本学則の改正は平成13年4月1日から施行する。
但し、平成12年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 36 本学則の改正は平成14年4月1日から施行する。
但し、平成13年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 37 本学則の改正は平成17年4月1日から施行する。
- 38 本学則の改正は平成18年2月1日から施行する。
- 39 本学則の改正は平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成17年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 40 本学則の改正は平成19年4月1日から施行する。
ただし、平成18年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 41 本学則の改正は平成20年4月1日から施行する。
ただし、平成19年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 42 本学則の改正は平成21年4月1日から施行する。
ただし、平成20年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 43 本学則の改正は平成22年4月1日から施行する。
ただし、平成21年度以前の入学者については、従来通りとする。

- 44 本学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
ただし、「〔別表〕授業科目」の変更については、平成23年4月以降の入学者から適用し、平成22年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 45 本学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。
ただし、「〔別表〕授業科目」の変更については、平成25年4月以降の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 46 本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 47 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 48 本学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 49 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、「〔別表〕授業科目」の変更については、平成30年4月以降の入学者から適用し、平成29年度以前の入学者については、従来通りとする。
- 50 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、「〔別表〕授業科目」の変更については、平成31年4月以降の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、従来通りとする。

〔別表〕 授業科目

1 基礎教育科目

〔各学科共通〕

系 列	学 科 目	種 別	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
基本教育科目	日本語表現	演習		1	
	基礎英語	演習		1	
	応用英語	演習		1	
	情報処理法	演習	1		
	情報分析法	演習	1		
	基礎化学	演習		1	
	基礎生物	演習		1	
	日本国憲法	講義		2	
実践教育科目	基礎演習Ⅰ	演習	1		
	基礎演習Ⅱ	演習	1		
	人間関係とコミュニケーション	演習	1		
	手話	演習		1	
地域貢献科目	ボランティア	演習		1	
	地域貢献Ⅰ	演習		1	
	地域貢献Ⅱ	演習		1	
	地域貢献Ⅲ	演習		1	
	地域貢献Ⅳ	演習		1	
総合教育科目	社会人基礎力講座	講義	2		
体 育	スポーツ実技	実技		1	
	健康理論	講義		1	

2 専門教育科目

[健康栄養学科]

系 列	学 科 目	種 別	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
社会生活と健康関係科目	公衆衛生学	講義		2	
	社会福祉概論	講義	2		
人体の構造と機能関係科目	解剖学	講義	2		
	解剖学実験	実験	1		
	生理学	講義		2	
	生化学	講義		2	
	生化学実験	実験		1	
	病理学	講義		2	
食品と衛生関係科目	食品学総論	講義		2	
	食品学実験 I	実験		1	
	食品学各論	講義		2	食品加工学含む
	食品衛生学	講義	2		
	食品衛生学実験	実験		1	
栄養と健康関係科目	栄養学総論	講義		2	
	栄養学各論	講義		2	
	栄養学各論実習	実習		1	
	臨床栄養学	講義		2	
	臨床栄養学実習	実習		1	食事療法実習を含む
	健康管理概論	講義	2		
栄養の指導関係科目	栄養指導論 I	講義	2		
	栄養指導論 II	講義		2	
	栄養指導実習	実習		2	
	公衆栄養学	講義		2	
給食の運営関係科目	調理学	講義	2		
	調理学実習	実習		3	
	給食計画実習	実習		1	
	給食実務論	講義		2	
	給食管理実習	実習		2	校外実習1単位を含む
食文化関係科目	日本の食文化 I	講義		2	
	日本の食文化 II	実習		1	
	世界の食文化 I	講義		2	
	世界の食文化 II	実習		1	
	調理技術応用 I	実習		1	
	調理技術応用 II	実習		1	

総合演習関係科目	フードクリエイティブ	演習		2	
	フードデザイン	演習		1	
	フードライフコーディネート	演習		1	
	フードサイエンス	演習		2	
	食生活演習	演習		1	
高齢者調理関係科目	献立管理	講義		2	
	高齢者障害者の心理	講義		2	
	高齢者食の調理理論	講義		2	
	高齢者食の調理実習	実習		1	
食とスポーツ関係科目	基礎スポーツ栄養学	講義		2	
	応用スポーツ栄養学	講義		2	
	レジスタンスエクササイズ	講義		2	
	ストレッチングエクササイズ	講義		2	
	フィットネス基礎理論	講義		2	
	GFI総合演習Ⅰ	演習		1	
	GFI総合演習Ⅱ	演習		1	
スポーツ食の調理と指導実習	実習		2		
食のスペシャリスト関係科目	フードスペシャリスト論	講義		2	
	フードコーディネート論	講義		2	
	食品機能学	講義		2	
食育関係科目	食育内容演習	演習		1	
	学校栄養指導論	講義		2	
	特別食育演習	演習		1	
生活関係科目	被服構成学及び実習	実習		1	
	住居学	講義		2	
	保育学	講義		2	実習含む
	衣生活論	講義		2	
	食生活論	講義		2	
	住生活論	講義		2	
	生活経営学	講義		2	家庭関係学及び家庭経済学含む

[保育科]

系 列	学 科 目	種 別	単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
保育の本質・目的	保育原理	講義	2		4 単位以上必修
	教育原理	講義		2	
	子ども家庭福祉	講義		2	
	社会福祉	講義		2	
	子ども家庭支援論	講義		2	
	社会的養護Ⅰ	講義		2	
	教師論	講義		2	
保育の対象	発達心理学Ⅰ	講義	2		4 単位以上必修
	発達心理学Ⅱ	講義		2	
	子ども家庭支援の心理学	講義		2	
	子どもの理解と援助	演習		1	
	子どもの保健	講義		2	
	子どもの食と栄養	演習		2	
	病児保育	講義		2	
	子ども理解と教育相談	演習		2	
保育内容・方法	教育課程総論	講義	2		4 単位以上必修
	保育内容総論	演習		1	
	健康領域指導法	演習		1	
	人間関係領域指導法	演習		1	
	環境領域指導法	演習		1	
	言葉領域指導法	演習		1	
	表現領域指導法	演習		1	
	乳児保育Ⅰ	講義		2	
	乳児保育Ⅱ	演習		1	
	特別支援教育論	演習		2	
	子どもの健康と安全	演習		1	
	社会的養護Ⅱ	演習		1	
	子育て支援	演習		1	
	総合表現	演習		2	
	カウンセリング演習	演習		1	
	子どもの遊び演習	演習		1	
	音楽Ⅰ	演習		2	2 単位以上必修
	造形Ⅰ	演習		1	
	体育Ⅰ	演習		1	

保育内容・方法	言語表現	演習		1	
	音楽Ⅱ	演習		1	
	造形Ⅱ	演習		1	
	体育Ⅱ	演習		1	
	音楽Ⅲ	演習		1	
	造形Ⅲ	演習		1	
	体育Ⅲ	演習		1	
	音楽Ⅳ	演習		1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習		4	保育所実習2単位・施設実習2単位
	保育実習指導Ⅰ	演習		2	保育所・施設実習事前事後指導
	保育実習Ⅱ	実習		2	保育所実習 2単位
	保育実習Ⅲ	実習		2	保育所以外の福祉施設実習 2単位
	保育実習指導Ⅱ	演習		1	保育所実習事前事後指導
	保育実習指導Ⅲ	演習		1	保育所以外の施設実習事前事後指導
総合演習	保育実践演習	演習	2		
幼稚園関係科目	教育心理学	講義		2	
	国語	講義		2	
	算数	講義		2	
	情報技術と指導	講義		1	
	保育方法論	講義		2	
	教育実習	実習		5	事前、事後の指導含む
	教職実践演習(幼)	演習		2	
	音楽通論	講義		2	

3 教職に関する専門科目

[健康栄養学科]

系 列	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		必修	選択	自由	
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理			2	
	教師論			2	
	発達と学習の心理学			2	障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。
	特別支援教育論			1	
	教育課程論			2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の指導法			1	
	特別活動の指導法及び総合的な学習時間の指導			2	
	教育技術と指導			1	
	生徒指導法			2	
	進路理解と教育相談			2	カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。
教育実践に関する科目	教育実習			5	事前、事後の指導を含む。
	教職実践演習（中）			2	
	教職実践演習（栄）			2	
	栄養教育実習			1	
	事前事後指導			1	
教科及び教科の指導法に関する科目	家庭科教育法			2	情報機器及び教材の活用を含む。

短大の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類

1 設置者変更の事由

(1) 新設置者

学校法人 中京学院

(2) 旧設置者

学校法人 安達学園

(3) 設置者を変更する理由

学校教育は質の時代となり、私立学校は経営における安定性・継続性に加えて、機動性・戦略性の両立が迫られており、学校法人経営の新たな方向を見出す必要性が生じています。

特に、学齢人口が減少する中での機動性・戦略性の観点からは、これまでの経営と教学の分離を見直し、教学と経営がいかに統合し融合していくかが課題であると考えております。

学校法人安達学園が設置する中京学院大学と同短期大学部及び同附属中京高等学校は、これまで様々な場面において併設校として互いに協力し合いながら運営してまいりました。

しかしながら、各部門において抱える学校運営に係る課題は一様ではなく、多様化への対応も併せた質の確保と向上を目指した改革推進の方向性は異なるものとなりつつあります。

特に、大学・短期大学と高等学校とでは、時代の変化に伴い、地域における存在の意義や果たす役割が変化してきており、地域事情を踏まえた改革と運営の必要性が生じています。

現行の法人運営では、大学・短期大学と高等学校の両者のメリットに配慮した意思決定を行わざるを得ないケースが多く、有効的かつ実質的な改革の推進が困難を極めております。

このことから、今後は、性質の異なる他部門の事情に捕らわれず、部門毎に現状を踏まえた最も有効的な改革の円滑な推進が可能となるよう、法人を分離することといたしました。

法人を分離することで、部門毎の目的や事情に特化した教学のマネジメントを含めて行う経営のための組織の構築、先に述べた教学と経営の融合が可能になると考えております。

また、法人を分離することで、財務諸表を通じた責任の所在が明確になるとともに、キャッシュ・フローにおいても分離化による部門毎の強い生存意識が働くことが期待されます。

さらに、部門毎の責任者への意思決定権の移譲によるスピード感のある改革や運営が可能となり、教職員にも経営者の視点が求められることから、人材の成長が見込まれます。

以上が、今般、法人を分離し、中京学院大学短期大学部の設置者を新法人（学校法人中京学院）へ変更する理由です。

2 変更の時期

平成 32 年 4 月 1 日

3 添付資料

学校法人中京学院寄附行為（案）

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	長野 正 <平成27年4月>		文学修士		中京学院大学学長 (平成27年4月1日～平成35年3 月31日まで) 現在2期目在任中

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。